

○特定任意講習実施要領の制定について

〔令和 7 年 4 月 3 0 日〕
〔例規甲（免講）第 2 4 号〕

特定任意講習実施要領

第 1 制定の趣旨

道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 1 条の 3 第 1 項及び道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号）第 3 7 条の 6 第 1 項第 2 号の規定により、法第 1 0 8 条の 2 第 2 項に規定する山梨県公安委員会の行う講習のうち運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号）で定める基準に適合するものを特定任意講習とし、これを受講した者は、運転免許証の更新時講習を受ける必要がないこととなるため、この特定任意講習の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

第 2 特定任意講習対象者

講習の対象者は、地域、職域、生活環境等に照らし、自動車等の運転に関しほぼ共通の条件下にあると認められる次の者とする。

- (1) 講習の実施日から 6 月以内に法第 1 0 1 条に規定する運転免許証の更新を受けようとする者。ただし、法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 2 号に規定する高齢者講習対象者を除く。
- (2) その他受講を希望する者

第 3 特定任意講習の受講人員

受講人員は、1 回の講習につきおおむね 5 0 人以上とする。

第 4 特定任意講習の内容及び時間

講習の内容及び時間は、別表の特定任意講習の講習科目、時間割等に関する細目に基づき 2 時間以上実施するものとする。

第 5 特定任意講習実施担当者

講習を実施する者は、山梨県公安委員会から講習の委託を受けた講習機関に属する講習指導員及び警察職員とする。

第 6 特定任意講習実施日時及び場所

講習実施の日時、場所等の講習に必要な事項は、1 回の講習の講習対象者を代表する者（以下「受講責任者」という。）と協議の上決定するものとする。

第 7 特定任意講習申請手続等

講習の申請手続等は、受講責任者から山梨県公安委員会宛てに、次により行わせるものとする。

- (1) 講習実施の申込みは、受講希望日のおおむね 3 週間前までに、特定任意講習申

込書（第 1 号様式）により行うこと。

- (2) 受講の申請は、受講希望日のおおむね 2 週間前までに、特定任意講習受講者名簿（第 2 号様式）に特定任意講習受講申請書（第 3 号様式）を一括して添え、提出して行うこと。
- (3) 講習手数料の徴収については、山梨県警察関係手数料条例（平成 12 年山梨県条例第 36 号）に定めるところによるものとする。

第 8 特定任意講習終了証明書の交付

講習を終了した者に対しては、特定任意講習終了証明書（第 4 号様式）を交付するものとする。

第 9 特定任意講習の配意事項

講習を実施する担当者は、講習の実施に当たっては、次の事項に配意して行うものとする。

- (1) 講習資料は、更新時講習のうちの違反運転者講習に用いるものと同一の資料を使用すること。
- (2) 講習用器材は、映写機、OHP その他講習に必要な器材を使用すること。
- (3) その他講習を効果的に行うため、講習対象者に応じた資料及び器材を活用すること。

第 10 講習記録の保存

特定任意講習の実施状況を明らかにしておくため、特定任意講習関係書類綴を備え、特定任意講習受講者名簿ごとに特定任意講習受講申請書を添付し、講習実施日から 5 年間保存するものとする。

第 11 事務担当課

この要領に関する事務は、交通部運転免許課において行うものとする。